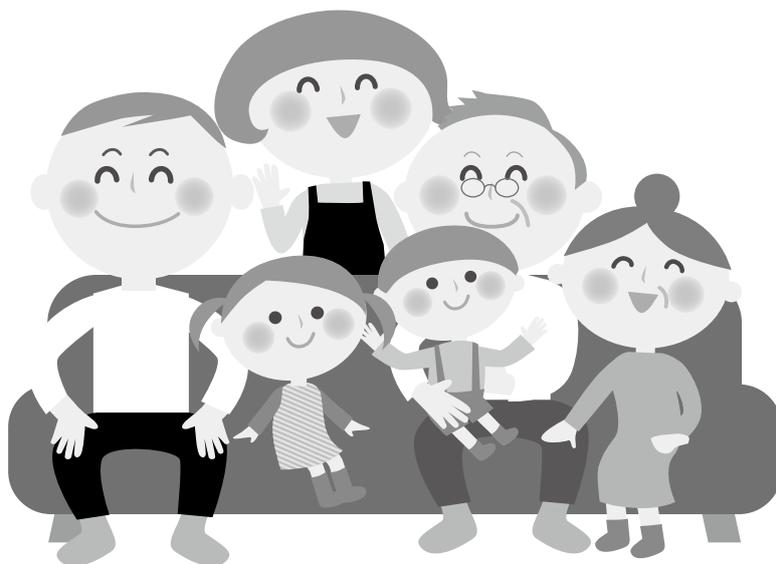


# 生活福祉資金貸付の ご案内

生活福祉資金貸付事業は、低所得世帯への資金の貸付けと相談支援を行うものです。  
また、その中でも障害者世帯や高齢者世帯のみが利用できるものもあります。  
事業の概要と主な借入れの要件等をご案内します。  
詳細につきましては、お住まいの市町村社会福祉協議会にお問合せください。

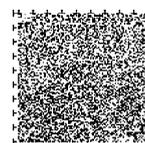


ご相談は、お住まいの市町村社会福祉協議会へ

**社会福祉法人 和歌山県社会福祉協議会**

〒640-8545 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛7階

TEL:073-435-5223



## 生活福祉資金とは…

### 1 低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯のための資金 ～あなたの“自立”のために～

他から融資を受けにくい世帯を対象に、必要最小限の資金を融資します。

### 2 相談支援付きの資金 ～民生委員、社会福祉協議会職員と面談～

償還について民生委員や社会福祉協議会職員と面談していただきます。

### 3 償還可能な貸付け

償還計画等を詳しくお伺いし、必要書類を提出いただき、審査の上、貸付けの可否を決定します。

### 4 原則として連帯保証人が必要

原則として連帯保証人が必要です。ただし、連帯保証人がいなくても有利子で貸付けは可能です。  
(詳細は3ページ「連帯保証人を立てられない場合」をご確認ください。)

## この資金をご利用いただける世帯は…

次のうち、償還の見込みのある世帯です。

低所得世帯	資金の貸付けと必要な支援を受けることにより、独立自活できると認められ、また必要な資金の融通を他から受けることが困難である世帯。 (その世帯の総所得が生活保護基準の1.8倍まで。下表の所得基準表のとおりです。)
障害者世帯	次のいずれかの交付を受けた方がいる世帯。 □身体障害者手帳 □療育手帳 □精神障害者保健福祉手帳 または、現に障害者総合支援法によるサービスを利用している等の方がいる世帯。 (その世帯の総所得が生活保護基準の2.5倍まで。下表の所得基準表のとおりです。)
高齢者世帯	65歳以上の高齢者と共に生活している世帯。 (その世帯の総所得が生活保護基準の2.5倍まで。下表の所得基準表のとおりです。)

所得基準表		低所得世帯(生活保護基準の1.8倍)			障害者世帯・高齢者世帯(生活保護基準の2.5倍)		
		和歌山市	3級地の1	3級地の2	和歌山市	3級地の1	3級地の2
1	人	150,000円	150,000円	150,000円	150,000円	150,000円	150,000円
2	人	177,100円	159,600円	150,900円	246,000円	221,700円	209,500円
3	人	265,700円	239,400円	226,300円	369,000円	332,500円	314,200円
4	人	354,200円	319,200円	301,700円	492,000円	443,300円	419,000円
5	人	442,800円	399,000円	377,100円	615,000円	554,100円	523,700円
6	人	531,300円	478,800円	452,500円	738,000円	664,900円	628,400円

※ 給与所得は、総支給額から源泉徴収税、社会保険料を差し引いた手取り額とします。  
※ 児童手当、児童扶養手当、各種年金等の公的給付などは、所得に含めます。

市町村の等級は次のとおりです。

- 3級地の1 / 海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、岩出市、紀美野町、高野町、湯浅町、美浜町、白浜町、那智勝浦町、太地町、串本町
- 3級地の2 / 上記以外の市町村

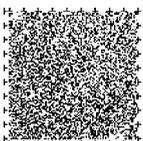
### ◎生活保護受給世帯の場合は…

生活保護受給世帯については、福祉事務所において、資金の借入れによりその世帯の自立更生を促進するために必要と認めた場合に限り、申込みを行うことができます。

また、借入申込みできるのは、要保護世帯向け不動産担保型生活資金、教育支援資金、福祉資金福祉費(その他日常生活上一時的に必要な経費)等に限られます。

### ◎次の世帯(場合)は貸付けができません(詳しくは窓口でご確認ください)

- ①和歌山県社会福祉協議会が実施する貸付事業の債務関係者がいる世帯。
- ②他の同種の公的給付、公的貸付を現に受けている者がいる世帯。  
※①、②については、併用が認められているものを除く。
- ③破産申立ての準備、手続き中、破産後免責決定を受けていない者がいる世帯。  
また、過去に本会が実施する貸付事業の債務を免責された者がいる世帯。
- ④事業の主旨、所定の貸付要件、手続き等に同意いただけない場合。
- ⑤申請時の居住地と住民票が一致していない場合(※総合支援資金住宅入居費除く)。
- ⑥借入申込者、連帯借受人、連帯保証人の世帯に属する者が暴力団員である場合。
- ⑦既に発注、購入、着工及び支払済みの経費のための借入れ。
- ⑧負債の借り換えのための借入れ。



# 資金の種類とご利用できる世帯

資金の種類は大きく分けて4種類です。

- 1 総合支援資金** ご利用できる世帯:低所得世帯 詳しくは4ページ

失業等により日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために一時的に生活が困難となった場合の資金(生活費等)  
※資金の借入れにあたっては、原則として、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関で「自立相談支援事業」等の利用が必要です。
- 2 福祉資金 / ①緊急小口資金** ご利用できる世帯:低所得世帯 詳しくは5ページ

給与等の紛失、盗難又は火災等被災など、緊急的かつ一時的に生活の維持が困難となった場合の資金(生活費等)  
※資金の借入れにあたっては、原則として、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関で「自立相談支援事業」等の利用が必要です。

**福祉資金 / ②福祉費** ご利用できる世帯:低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯

日常生活を送る上で、又は自立生活のために一時的に必要な資金
- 3 教育支援資金** ご利用できる世帯:低所得世帯 詳しくは6ページ

高等学校、高等専門学校、短期大学又は大学に就学する際に必要な資金
- 4 ①不動産担保型生活資金** ご利用できる世帯:高齢者世帯 詳しくは7ページ

一定の居住用不動産(土地)を担保として生活費を借り入れる資金

**②要保護世帯向け不動産担保型生活資金**  
ご利用できる世帯:高齢者世帯(生活保護が必要であると福祉事務所が認めた世帯)

一定の居住用不動産(土地及び建物)を担保として生活費を借り入れる資金

## 連帯借受人が必要な場合

連帯借受人とは、借受人とともに連帯して債務を負う方(連帯債務者)です。借入申込者が65歳以上の場合は、償還能力(収入)のある65歳未満の家族又は親戚等を連帯借受人としてお申込みいただきます。

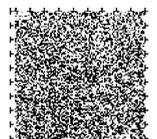
また、借入申込者の所得・世帯状況により、連帯借受人の設定を求められることがあります。教育支援資金等の借入申込みの場合は、就学する子ども等が借入申込者となり、生計中心者を連帯借受人とします。

## 連帯保証人を立てられない場合

- 原則として連帯保証人が必要ですが、連帯保証人を立てられない場合でも借入申込みは可能です。
- 緊急小口資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金、教育支援資金等で連帯借受人を設定した場合は、原則、連帯保証人は不要です(但し、借入申込者の所得・世帯状況により、連帯保証人の設定を求められることがあります)。
- 不動産担保型生活資金は、必ず連帯保証人が必要です。
- 連帯保証人を立てた場合は無利子、立てない場合は有利子(年1.5%)となります(緊急小口資金、教育支援資金は無利子)。また、不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金の貸付利子については、別途定めがあります。

### 連帯保証人の要件

- ①65歳未満で、前年の所得が180万円以上であること(世帯人数等、総合的に保証能力を判断します)。
- ②借入申込者又は連帯借受人と同一世帯の者でないこと。
- ③2人(2世帯)を超えて借受人の連帯保証をすることはできないこと。
- ④和歌山県社会福祉協議会が実施する貸付事業で貸付中の借受人、連帯借受人及びその連帯保証人でないこと。
- ⑤原則として和歌山県内に居住していること。



# 1 総合支援資金

ご利用できる世帯

低所得世帯

失業等により日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援(就労支援、家計相談支援等)と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯にお貸しする資金です。

借入ケース例

- ① 失業や収入の減少により、世帯の生活の維持ができなくなった。
- ② 就職するまでの当面の生活資金が足りない。
- ③ 公共料金を滞納しており、住居の退去を求められたり、電話・ガス・水道が止められる恐れがある。
- ④ 住宅の賃貸契約の費用が不足している。

## 自立相談支援機関で相談を受けてください

総合支援資金の借入を希望される場合、原則として、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等の利用が要件となります。

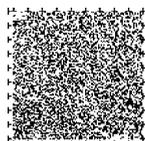
自立相談支援事業は、経済的にお困りの方に対し、一人ひとりの抱える課題を解決し、生活の安定と自立を目指すための相談や就労支援が行われます。窓口は、お住まいの自立相談支援機関です。

### 資金の種類と内容

資金種類	資金使途	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子
総合支援資金	生活支援費	(単身世帯) 月15万円以内 (2人以上) 月20万円以内 ※原則3か月以内 ※最長12か月 (要再審査)	最終貸付日から 6か月以内	据置期間後 10年以内	連帯保証人あり …無利子  連帯保証人なし …年1.5%
	住宅入居費	40万円以内 ※原則、当該不動産 賃貸契約の相手口 座へ送金			
	一時生活 再建費	60万円以内			

**返済例** 元金600,000円借入れ、10年(120回)でご返済の場合  
 (連帯保証人を立てる場合) 月額5,000円  
 (連帯保証人を立てられない場合) 月額5,370円(最終回6,345円)

※借入申込みに際して必要な書類については、市町村社会福祉協議会にお問合せください。



## 2-1 福祉資金(緊急小口資金)

ご利用できる世帯

低所得世帯

給与等の紛失、盗難又は火災等被災など、緊急かつ一時的に生活の維持が困難となった場合の生活費等をお貸しする資金です。

**借入ケース例** ① 給与等の盗難、紛失に遭い、生活費が足りない。 ② 火災等の災害に遭い、生活費が足りない。

資金の種類と内容	資金種類	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利息
	緊急小口資金	10万円以内	最終貸付日から 2か月以内	据置期間後 12か月以内	無利息

### 自立相談支援機関で相談を受けてください

緊急小口資金の借入れを希望される場合、原則として、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等の利用が要件となります。

自立相談支援事業は、経済的に困りの方に対し、一人ひとりの抱える課題を解決し、生活の安定と自立を目指すための相談や就労支援が行われます。窓口は、お住まいの自立相談支援機関です。

## 2-2 福祉資金(福祉費)

ご利用できる世帯

- 低所得世帯
- 障害者世帯
- 高齢者世帯

低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費としてお貸しする資金です。

**借入ケース例** ① 引越しの費用が足りない。 ② 火事で家財が焼けた。  
③ 洪水で家が流された。 ④ 療養・介護期間の生活費が足りない。  
⑤ 障害者の日常生活の便宜を図るため車を購入したい。 ⑥ 住宅の増築、改築、補修等の費用が足りない。

資金の種類と内容	資金種類	資金用途	据置期間	償還期間	貸付利息
	福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活のために一時的に必要な費用	最終貸付日から 6か月以内	据置期間後20年以内 ※資金用途により目安あり	連帯保証人あり…無利息 連帯保証人なし…年1.5%

資金の種類と内容	資金用途	貸付限度額の目安	償還期間の目安
	生業を営む為に必要な経費	460万円以内	20年以内
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が □6か月程度:130万円以内 □1年程度:220万円以内 □2年程度:400万円以内 □3年以内:580万円以内	8年以内
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円以内	7年以内
	福祉用具等の購入に必要な経費	170万円以内	8年以内
	障害者用自動車購入に必要な経費(障害者世帯のみ)	250万円以内	8年以内
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円以内	10年以内
	負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間又は介護サービスを受ける期間が 1年以内:170万円以内 (特に必要と認められる場合) 1年6か月以内:230万円以内	5年以内
	介護サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費		
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円以内	7年以内
	冠婚葬祭に必要な経費	50万円以内	3年以内
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円以内	3年以内
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円以内	3年以内
	その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円以内	3年以内

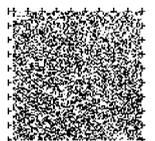
**返済例** 元金4,600,000円借入れ、20年(240回)でご返済の場合

(連帯保証人を立てる場合) 月額19,160円(最終回20,760円)

(連帯保証人を立てられない場合) 月額22,040円(最終回25,315円)

※借入れにあたっては別途条件があります。

※借入申込みに際して必要な書類については、市町村社会福祉協議会にお問合せください。



# 3

## 教育支援資金

ご利用できる世帯

低所得世帯

学校教育法に規定する高等学校(専修学校高等課程含む)、高等専門学校、短期大学(専門職短期大学・専修学校専門課程含む)、大学(専門職大学含む)に就学する際に必要な費用に対してお貸しする資金です。

**借入ケース例** ① 入学金、教材・制服等の購入費が足りない。 ② 授業料、通学定期代、家賃が足りない。

### 資金の種類と内容

資金種類	資金用途	貸付限度額		据置期間	償還期間	貸付利息
就学支度費	入学時に必要な費用	50万円以内		卒業後 6か月以内	据置期間後 20年以内	無利息
教育支援費	就学するために必要な費用	高等学校 (専修学校高等課程含む)	月35,000円以内			
		高等専門学校	月60,000円以内			
		短期大学 (専門職短期大学・専修学校専門課程含む)	月60,000円以内			
		大学 (専門職大学含む)	月65,000円以内			

※教育支援費の貸付月額について、特に必要と認められる場合は、貸付限度額の1.5倍以内とすることができます。

### 借入申込みにあたって

- ① 進学・在学する学生本人が借入申込者(借受人)となり、借入申込者の親権者で世帯の生計中心者である者が連帯借受人となる必要があります。生計中心者が債務整理等、連帯借受人となりえない場合は、連帯保証人が必要となります。
- ② 借入申込者が未成年の場合は、親権者が法定代理人となる必要があります。

### 申請受付期間

- ① 新入学生の場合…合格決定(推薦入学含む)時期から受付 ※受験校が決まった時点での事前審査受付も可能です。
- ② 在学生等の場合…随時受付

### 貸付期間(教育支援費)

- ① 新入学生の場合…入学月から卒業する月まで
- ② 在学生等の場合…申込みのあった月から卒業する月まで

### 申請額計算方法(教育支援費)

必要貸付月額(限度額以内) × 月数

(例1) 大学に新入学の場合 月65,000円以内×48か月=3,120,000円以内

(例2) 大学に在学中の場合 月65,000円以内×33か月=2,145,000円以内(2年次の7月に申請した場合)

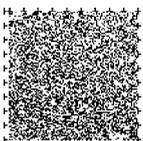
### 返済例

- ① 高校3年間  
元金1,760,000円(就学支度費500,000円+教育支援費35,000円×36か月)  
20年(240回)でご返済の場合 月額7,330円(最終回8,130円)
- ② 大学4年間(貸付月額1.5倍)  
元金5,180,000円(就学支度費500,000円+教育支援費65,000円×1.5倍×48か月)  
20年(240回)でご返済の場合 月額21,580円(最終回22,380円)

### その他

- ① 他制度と資金用途が重複する場合の貸付けはできません。  
ただし、他制度を活用しても資金が不足する場合の併用は可能です。
- ② 申込時には、教育支援資金の用途を含めた、在学期間全体の資金計画を確認する必要があります。

※借入申込みに際して必要な書類については、市町村社会福祉協議会にお問合せください。



## 4-1 不動産担保型生活資金

一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する世帯に対して、当該不動産を担保として生活費をお貸しする資金です。

### 資金の内容

貸付限度額	貸付月額	貸付期間	措置期間	償還期間	貸付利率
土地の評価額の7割以内(建物の評価は含みません)	1か月あたり30万円以内	借受人の死亡時等までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまで	貸付契約の終了(借受人の死亡時等)後3か月以内	措置期間終了時(一括償還)	年利3%又は銀行の長期プライムレートのいずれか低い利率

### その他

- ①推定相続人の中から連帯保証人が1名必要です。
- ②推定相続人の同意が必要です。
- ③不動産(土地・建物)を担保とし、担保となる不動産に、「根抵当権の設定」と「代物弁済予約のための所有権移転請求権保全の仮登記」を行います。

※借入申込みに際して必要な書類については、市町村社会福祉協議会にお問合せください。

### ご利用できる世帯

#### 高齢者世帯

- ※1 土地のみの評価額が1,000万円以上見込まれる戸建て住宅であること。
- ※2 世帯構成員が原則として65歳以上であること。
- ※3 借入申込者が単独で所有している不動産に居住している世帯で、今後も居住する意思があること(同居の配偶者とともに連帯して資金の貸付けを受けようとする場合、当該配偶者と共有している不動産を含む。)
- ※4 借入申込者が居住している不動産に賃借権等の利用権及び抵当権等の担保権が設定されていないこと。
- ※5 借入申込者及び配偶者の親以外の同居人がいないこと。

## 4-2 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

生活保護が必要であると福祉事務所が認めた高齢者世帯で、一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する世帯に対して、当該不動産を担保として生活費をお貸しする資金です。

### 資金の内容

貸付限度額	貸付月額	貸付期間	措置期間	償還期間	貸付利率
土地及び建物の評価額の7割以内(集合住宅は評価額の5割以内)	生活扶助額の1.5倍以内	借受人の死亡時等までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまで	貸付契約の終了(借受人の死亡時等)後3か月以内	措置期間終了時(一括償還)	年利3%又は銀行の長期プライムレートのいずれか低い利率

### その他

- ①連帯保証人は不要です。
- ②推定相続人の同意が必要です。
- ③不動産(土地・建物)を担保とし、担保となる不動産に、「根抵当権の設定」を行います。

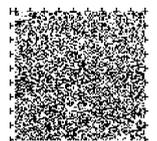
※借入申込みに際して必要な書類については、お住まいの福祉事務所にお問合せください。

### ご利用できる世帯

#### 高齢者世帯

〔生活保護が必要であると福祉事務所が認めた世帯〕

- ※1 土地及び建物の評価額が500万円以上見込まれること。
- ※2 世帯構成員が原則として65歳以上であること。
- ※3 借入申込者が単独で所有している不動産に居住している世帯で、今後も居住する意思があること(同居の配偶者とともに連帯して資金の貸付けを受けようとする場合、当該配偶者と共有している不動産を含む。)
- ※4 借入申込者が居住している不動産に賃借権等の利用権及び抵当権等の担保権が設定されていないこと。



## 借受金の返済(償還)について

- 据置期間経過後、返済(償還)がはじまります。
- 原則として、毎月、借受人が指定した口座からの引落としとなります(紀陽銀行、県内の農協に限る)。  
口座引落は、毎月20日(金融機関休業日の場合、翌営業日)となります。
- 最終償還期限を過ぎても償還が完了しなかった場合は、延滞元金に対して、年5%の延滞利子が発生します。
- やむを得ない理由により償還困難となる場合は、予め担当民生委員又は市町村社会福祉協議会にご相談ください。
- 償還期間内でも滞納した場合は、借受人とともに、連帯借受人、連帯保証人にも督促を行います。
- 故意に償還されないなど、悪質な滞納に対しては、法的措置を取ることになります。

## その他の留意事項

- 物品購入(工事)等については、購入(工事完了)後、取引業者に直接送金となります。
- 申請から審査結果までの期間は、申込資金種類により調査・審査等に1~3か月程度かかる場合がありますのでご了承ください。
- 申込書類等の内容に不備や矛盾がある場合、審査が遅れることがあります。
- 虚偽の申込みをした場合や、他の目的に流用した場合は、貸付金を一括で返還していただきます。
- 審査には申込書と添付書類が必要となります。また、審査中に追加資料の提出等が必要となる場合があります。
- 添付書類の準備にかかる費用は、自己負担となります。必要な添付書類は、ご相談の際、説明します。
- 借入申込みの承認、不承認に関わらず、提出いただいた書類は返却できません(借用書を除く)。

## 臨時特例つなぎ資金貸付のご案内

住居の無い離職者に対して、公的給付又は公的貸付の交付を受けるまでの当面の生活費をお貸しする事業です。

**ご利用いただける方は…住居の無い離職者であって、次の全ての要件にあてはまる方です。**

1. 生活に困窮しており、離職者を支援する公的給付制度(生活保護、失業等給付、住居確保給付金等)又は公的貸付制度(求職者支援資金融資等)の申込みを行い、受理されている
2. 国内の金融機関(銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合、漁業協同組合等)に、本人名義の振込用口座がある
3. 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、和歌山県社会福祉協議会及び関係機関から貸付後の継続的な支援を受けることに同意している
4. 新住居は和歌山県内の見込みである

### 資金の種類と内容

資金種類	貸付限度額	連帯保証人	貸付利子	償還期間
臨時特例つなぎ資金	10万円以内	不要	無利子	申請している公的給付等が行われた時点又は公的給付等の申請が却下された時点で、原則として1か月以内に一括返済いただくことになります。

※貸付けができない場合の要件は、生活福祉資金貸付事業に準じます(2ページ下部、ただし⑤除く)。

※ご相談及び借入申込みに際して必要な書類については、和歌山県社会福祉協議会にお問合せください。

